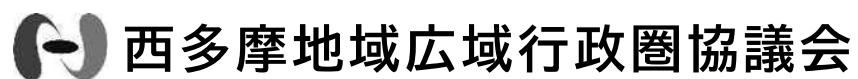


令和7(2025)年度 事業報告書



青梅市・福生市・羽村市・あきる野市
瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町

目 次

1	会 議 等	
(1)	会議等開催状況	1
(2)	会議等内容	2
2	部会および分科会等の活動	5
3	要望活動	
	青梅線、五日市線および八高線の改善についての要望	6
4	共同事業	
(1)	地域包括ケアシステム連携事業	15
(2)	西多摩地域魅力発信PR事業	15
(3)	西多摩地域広域行政圏スポーツ大会	16
(4)	西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業	22
(5)	多摩の子・多摩子ども詩集作成事業	22
(6)	西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携事業	23
(7)	道路橋梁合同模擬点検	23
5	西多摩地域広域行政圏協議会ホームページおよびSNSの管理・運用	
(1)	ホームページおよびInstagramによる情報発信	24
(2)	実績	24
6	後援名義の使用承認	25
7	西多摩地域広域行政圏計画の策定【令和8（2026）～令和12（2030）年度】	26
8	令和7（2025）年度歳入歳出決算	
(1)	総括表	27
(2)	令和7（2025）年度歳入歳出決算事項別明細書	
	一般会計	28
	地域包括ケアシステム連携事業特別会計	30
	西多摩地域魅力発信PR事業特別会計	31
	西多摩地域広域行政圏スポーツ大会特別会計	32
	西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業特別会計	33
	多摩の子・多摩子ども詩集作成事業特別会計	34
9	実施計画事業に対する財源確保状況	
	東京都市町村総合交付金（圏域分）充当事業	35
付 属 資 料		36
	○ 協議会規約 ○ 副市町村長会規程 ○ 教育長会規程 ○ 審議会規程 ○ 幹事会規程	
	○ 分野別検討部会規程 ○ 「開発部会」設置要領 ○ 「生活部会」設置要領	
	○ 「産業部会」設置要領 ○ 「教育文化部会」設置要領 ○ 「環境部会」設置要領	
	○ 後援名義使用承認取扱規程 ○ 図書館広域利用基本合意書・協定・実施要綱・実施細目	
	○ 消費生活相談広域連携協定・実施要綱	
	○ 協議会委員名簿 ○ 副市町村長会委員名簿 ○ 教育長会委員名簿 ○ 審議会委員名簿	

1 会議等

(1) 会議等開催状況

	会 議 名	回 数
1	西多摩地域広域行政圏協議会	2
2	西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会	2
3	西多摩地域広域行政圏協議会教育長会	2
4	西多摩地域広域行政圏協議会審議会	2
5	西多摩地域広域行政圏協議会幹事会	4
6	西多摩地域広域行政圏協議会事務局会議	4
7	西多摩地域広域行政圏協議会開発部会（部会・分科会）	1
8	西多摩地域広域行政圏協議会生活部会（部会・分科会）	5
9	西多摩地域広域行政圏協議会産業部会（部会・分科会）	3
10	西多摩地域広域行政圏協議会教育文化部会（部会・分科会等）（注）	3
11	要望活動	1

注 一部資料送付による会議開催

(2) 会議等内容

年月日	会議名等	会議等の内容
2025.4.15	産業部会 第1回 観光振興分科会	(議題) 1 ドライブスタンプラリーについて 2 令和7年度西多摩地域魅力発信PR事業について
4.23	開発部会 第1回 公共交通問題分科会	(議題) 1 令和7年度 青梅線、五日市線および八高線にかかる要望事項等について 2 意見交換のテーマについて
4.23	第1回 幹事会 第1回 事務局会議	(議題) 1 令和7年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程(案)について 2 公共施設の広域利用検討について (報告事項) 1 令和7年度共同事業について 2 令和7年度のJR要望活動および意見交換について
5.12	生活部会 第1回 介護保険分科会	(議題) 令和7年度地域包括ケアシステム連携事業について
6.6	生活部会 第1回 福祉分科会	(議題) 1 成年後見人制度における市民後見人の広域的な養成について 2 「ひきこもりに関する広域相談対応」および「ひきこもり実態調査」について
6.20	第2回 幹事会 第2回 事務局会議	(議題) 1 令和6年度西多摩地域広域行政圏協議会決算(案)について 2 令和7年度西多摩地域広域行政圏協議会補正予算(案)について 3 公共施設の広域利用検討について 4 令和7年度青梅線、五日市線および八高線にかかる要望、意見交換について 5 西多摩地域広域行政圏計画について 6 その他 (報告事項) 1 令和7年度共同事業等の進捗状況について 2 令和6年度入込観光客数調査の報告について
7.1	第1回 教育長会	(議題) 1 職務代理の選任について 2 令和6年度西多摩地域広域行政圏協議会決算(案)について 3 令和7年度西多摩地域広域行政圏協議会補正予算(案)について 4 西多摩地域広域行政圏計画(素案)について (報告事項) 1 令和7年度「多摩の子・多摩子ども詩集」の作成について 2 令和7年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程について
7.3	第1回 副市町村長会	(議題) 1 令和6年度西多摩地域広域行政圏協議会決算(案)について 2 令和7年度西多摩地域広域行政圏協議会補正予算(案)について 3 令和7年度青梅線、五日市線および八高線にかかる要望、意見交換について 4 西多摩地域広域行政圏計画(素案)について 5 その他 (報告事項) 1 令和7年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程について 2 公共施設の広域利用検討について 3 令和6年度入込観光客数調査の報告について

年月日	会議名等	会議等の内容
7.17	第1回 協議会	(議題) 1 協議会役員の改選について 2 令和6年度西多摩地域広域行政圏協議会決算(案)について 3 令和7年度西多摩地域広域行政圏協議会補正予算(案)について 4 令和7年度青梅線、五日市線および八高線にかかる要望、意見交換について 5 西多摩地域広域行政圏計画(案案)について 6 その他 (報告事項) 1 令和7年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程について 2 公共施設の広域利用検討について 3 令和6年度入込観光客数調査の報告について
7.29	産業部会 第2回 観光振興分科会	(議題) 1 西多摩エリアドライブスタンプラリーについて 2 令和7年度西多摩フェアについて 3 令和7年度西多摩魅力発信PR事業について 4 西多摩地域観光パンフレット(仮称)の検討について 5 入込観光客数調査報告書を受けた今後の展開について
7.30	教育文化部会 第1回 図書館分科会	(議題) 令和8年度図書館広域利用事業(案)について (報告事項) 1 利用者カードシステムおよび電子図書館状況調査結果について 2 令和7年度図書館広域利用事業について 3 令和6年度図書館広域利用事業実績について
8.5	審議会	(報告事項) 1 令和6年度西多摩地域広域行政圏協議会主要活動の状況および歳入歳出決算について 2 令和7年度西多摩地域広域行政圏協議会補正予算について 3 令和7年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程について 4 西多摩地域広域行政圏計画について
8.7	J R 三線改善要望および意見交換	青梅線、五日市線および八高線にかかる要望書の提出および意見交換
8.28	生活部会 第2回 介護保険分科会	(議題) 1 令和7年度地域包括ケアシステム連携事業について 2 令和8年度地域包括ケアシステム連携事業(案)および予算(案)について
8.29	生活部会 第2回 福祉分科会	(議題) 令和8年度【仮称】市民後見人養成推進事業(案)について
10.1	教育文化部会 第1回 多摩子ども詩集分科会 ※ 書面開催	(議題) 令和8年度多摩の子・多摩子ども詩集作成事業(案)および予算(案)について
10.7	教育文化部会 第1回 スポーツ大会分科会	(議題) 令和8年度西多摩地域広域行政圏協議会スポーツ大会事業(案)および予算(案)について
10.16	産業部会 第3回 観光振興分科会	(議題) 1 西多摩エリアドライブスタンプラリーについて 2 令和8年度西多摩地域魅力発信PR事業(案)および予算(案)について (報告事項) 令和7年度西多摩地域魅力発信PR事業の実施について
10.29	第3回 幹事会 第3回 事務局会議	(議題) 令和8年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業(案)および予算(案)について (報告事項) 1 公共施設の広域利用検討について 2 西多摩地域広域行政圏計画について 3 令和7年度共同事業等進捗状況について

年月日	会議名等	会議等の内容
2026.1.15	第4回 幹事会 第4回 事務局会議	(議題) - 令和8年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業(案)および予算(案)について - 令和7年度公共施設の広域利用検討等について(報告) - 西多摩地域広域行政圏計画 令和8(2026)年度～令和12(2030)年度について (報告事項) 令和7年度共同事業等進捗状況について
1.22	第2回 教育長会	(議題) - 令和8年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業(案)および予算(案)について - 令和7年度公共施設の広域利用検討等について(報告) - 西多摩地域広域行政圏計画 令和8(2026)年度～令和12(2030)年度について (報告事項) 令和7年度共同事業等の実施状況について
1.23	第2回 副市町村長会	(議題) - 令和8年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業(案)および予算(案)について - 令和7年度公共施設の広域利用検討等について(報告) - 西多摩地域広域行政圏計画 令和8(2026)年度～令和12(2030)年度について (報告事項) 令和7年度共同事業等の実施状況について
1.28	第2回 協議会	(議題) - 令和8年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業(案)および予算(案)について - 令和7年度公共施設の広域利用検討等について(報告) - 西多摩地域広域行政圏計画 令和8(2026)年度～令和12(2030)年度について (報告事項) 令和7年度共同事業等の実施状況について
2.12	審議会	(審議事項) 令和8年度西多摩地域広域行政圏協議会予算について (報告事項) 令和7年度共同事業等の実施状況について (諮問事項) 西多摩地域広域行政圏計画 令和8(2026)年度～令和12(2030)年度について
3.23	生活部会 第3回 福祉分科会	(議題) 令和8年度 市民後見人養成推進事業について

2 部会および分科会等の活動

(1) 部会および分科会

ア 開発部会

公共交通問題分科会、都市整備分科会

イ 生活部会

福祉分科会、保健医療分科会、介護保険分科会

ウ 産業部会

観光振興分科会

エ 教育文化部会

芸術文化鑑賞事業分科会、西多摩美術展分科会、社会教育分科会

スポーツ大会分科会、図書館分科会、美術担当課長会議

多摩の子・多摩子ども詩集分科会

オ 環境部会

ごみ分科会、環境分科会、防災分科会

(2) 活動等

ア 開発部会(分科会)

公共交通問題分科会では、西多摩地域の基幹公共交通であるＪＲ三線の改善策について、引き続き要望の検討を行った。

イ 生活部会(分科会)

介護保険分科会では、西多摩地域における地域包括ケアシステム構築実現のため、多職種研修会、地域住民向け講演会を実施した。

福祉分科会では、西多摩地域における市民後見人の養成を推進するため地域住民向け講演会の実施を検討した。

ウ 産業部会(分科会)

観光振興分科会を開催し、「西多摩フェア」のほか、様々な西多摩地域魅力発信ＰＲ事業を実施した。

エ 教育文化部会(分科会)

図書館分科会では、広域利用促進を目的とし、カードケースを作製するとともに、広域利用事業の課題について検討を行った。

多摩の子・多摩子ども詩集分科会では、詩集を発行するため検討を行った。

スポーツ大会分科会では、次年度のスポーツ大会実施に向けた検討を行った。

3 要望活動

青梅線、五日市線および八高線の改善についての要望

青梅線、五日市線および八高線の改善について、令和7（2025）年8月7日に東日本旅客鉄道株式会社八王子支社長へ要望活動を行った。

[要望書]

西 広 協 第 4 0 号
令 和 7 年 8 月 7 日

東日本旅客鉄道株式会社

八王子支社長 氏 森 毅 様

西多摩地域広域行政圏協議会
会 長 大勢待 利 明

令和7年度青梅線、五日市線および八高線にかかる要望書の提出について

盛夏の候、貴社におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

青梅線、五日市線および八高線の改善につきましては、平素より格別の御高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本協議会は、標記三線の改善および輸送力増強が、当圏域の発展にとって必要不可欠であるとの認識に立ち、種々改善をお願いしてきたところであります。

つきましては、本年度も別紙のとおり要望いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以 上

青梅線、五日市線および八高線にかかる要望事項

重点要望事項

1 総 括

(1) ダイヤ等の見直し

- ① 青梅線(青梅駅以东)および五日市線、現行の運行本数の維持・改善
- ② 青梅線、奥多摩駅行き電車の夜間時間帯の増発
- ③ 八高線、ラッシュアワー時間帯の増発
- ④ 五日市線の増発
- ⑤ 五日市線および八高線、中央快速線直通運転の再開ならびに五日市線の立川直通の増発
- ⑥ 青梅線、中央線下り終電車に合わせた青梅線終電車の運行

青梅線、五日市線および八高線は、住民の生活や地域の経済活動などに必要不可欠な基幹公共交通機関であります。減便による利便性の低下、30分を超える乗り継ぎ時間や混雑の発生により、住民から、増便を望む多くの声が寄せられています。

また、これらの路線は、地域の観光振興という面からも、欠かすことのできない重要な公共交通機関です。しかし、平成27年3月以降、ダイヤ改正による減便が続き、早朝・夜間時間の運行本数が削減されています。

さらに、令和4年3月のダイヤ改正では、五日市線、八高線の中央快速線直通運転が取り止めになりました。また、令和5年3月のダイヤ改正で、ホリデー快速の運行形態が変わり、あきがわ号については運転取り止め、おくとま号は青梅駅で乗り換え、また、青梅駅以西は、利用が多いと見込まれる時季のみの運転となりました。

青梅線・五日市線・八高線は、東京都西部の各都市を結ぶ重要路線であり、現在の運転本数からの更なる減便は、定住促進や観光振興施策等に多大な影響を及ぼしかねないことから、現行の運行本数等の維持・改善を行うよう、強く要望いたします。(継続)

(2) 輸送力向上に資するプロジェクトの事業促進

- ① 青梅線立川・西立川間三線高架化事業の促進
- ② 中央線三鷹・立川間複々線化事業の促進

青梅線、五日市線および八高線の輸送力改善の要となる中央線複々線化(地下線化)事業および複々線化を踏まえた青梅線の立川・西立川間三線高架化事業の促進を切に要望いたします。

中央線複々線化については、平成28年4月の交通政策審議会の答申にも意義あるものと位置付けられており、早期着手に向けた具体的なスケジュール

ルや手法の検討、体制の整備などを進めるよう、要望いたします。（継続）

(3) 災害対策および災害などによる運休時の対応

- ① 運休時の代替手段の提供
- ② 帰宅困難者対策への取組
- ③ 適切な情報発信および自治体に対する事前の情報提供
- ④ 立木の適切な管理

災害などで、運休などが発生する可能性がある場合には、事前に計画運休の周知を行い、帰宅困難者が生じないような対策を講ずるよう要望いたします。やむを得ず計画していない運休が発生する場合は、時間、期間および区間を極力短縮させたうえで適切に情報を発信し、代替バスなど移動手段の提供や帰宅困難者対策を講じられるよう要望いたします。併せて、自治体に対して速やかな情報提供を行っていただくよう要望いたします。

また、雪害等の災害対策を引き続き進めていただくとともに、近年、甚大な被害を及ぼす台風や大雨が相次いでいることから、沿線で倒木などが予想される立木の伐採については、引き続き災害を未然に防ぐ計画的な伐採をお願いするとともに、伐採が必要と思われる枯損木についても情報提供などを行いますので、緊急的な伐採も行っていただくよう要望いたします。特に、ＪＲ敷地内においては、伐採を行ったままではなく、地元と協働し、イメージアップにつながるよう植栽を行い車窓景観の向上に努められるよう要望いたします。（継続）

2 青梅線の改善

青梅線を利用する通勤・通学者などの利便性向上と地域活性化促進のためには、輸送力の増強とともに、運転間隔の均一化による待ち時間の短縮が望まれます。

つきましては、輸送力増強および次の事項に積極的な対応を要望いたします。

(1) 青梅線乗り換え時間の短縮

青梅駅での分離運転による乗り換え時間の更なる短縮や、駅構内でのホームや改札における乗り継ぎ時刻の表示など、その周知徹底をお願いいたします。

また、系統分離を解消し乗り換えの少ない直通電車を復活するよう、お願いいたします。（継続）

(2) 特色ある電車の運行

① 臨時列車の運行

季節ごとに臨時運行されている全車指定席列車やホリデー快速は観光客の来訪に大きく寄与しています。

しかしながら、令和５年３月のダイヤ改正において、ホリデー快速おく

たま号が青梅駅での完全系統分離により乗換が生じること、青梅駅以西は臨時列車となり、利用が見込まれる時季のみの運転となったことは、利便性を損ない、観光客誘致にあたり、大きなマイナス材料となります。コロナ禍で落ち込んでいたインバウンド需要が回復しつつあるなか、外国人旅行者を含めた観光客誘致を進めるためにも、東京アドベンチャーラインとして、相応しい特色ある列車を運行いただくとともに、魅力あるイベントの実施や臨時列車のPR等、さらに多くの観光客が来訪されるよう年間を通しての取組みを強く要望いたします。（新規）

② ホリデー快速「おくたま号」の停車について

羽村駅周辺には、動物公園、羽村取水堰および玉川上水など観光の名所があり、市外からも多くの人々が訪れています。休日には都心方面から訪れる人にアクセスしやすいようにホリデー快速が運行され、このホリデー快速は、東京駅始発で都内の観光客には大変便利に利用されています。

平成17年度より「はむら花と水のまつり」開催期間中の土、日曜日（6日間）について、通常は羽村駅に停車しない「ホリデー快速おくたま号」が上下線とも3本ずつ停車しており、羽村駅で乗降する観光客も増加しています。社会経済活動がコロナ禍前に戻りつつある中で、羽村市の観光資源へのアクセス駅となる羽村駅に年間を通じての停車をお願いいたします。（新規）

3 五日市線の改善

秋川流域（あきる野市、日の出町、檜原村）は、豊かな自然環境や数多くの伝統文化に恵まれ、それを支える地域の絆や温かな人情など日本の原風景を感じさせる地域として、癒しを求める人々が増えている中、魅力的で発展の可能性を秘めています。秋川流域3市町村では、この豊かな自然環境や歴史文化等、多様な資源と地域力を生かした観光まちづくりに取り組むことで、誘客と地域の活性化に努めています。

このように地域の魅力を発信する取組の促進や、地域住民からの非常に強い要望である通勤・通学者などの利便性の向上には、五日市線の輸送力の増強が必要であり、人口減少社会にあって、地域の魅力を高め、定住促進につなげる重要な役割を果たすものであります。

つきましては、以上の状況をご理解いただき、複線化の早期実現および次の事項を要望いたします。

（1）武蔵引田駅の整備

武蔵引田駅北口駅前地区においては、大型事業所の進出に加え、土地区画整

理事業が進展しております。住宅の建築が進み定住人口が増加するとともに、スーパーマーケットの開業や医療機関の進出が控えており、武蔵引田駅利用者の大幅な増加が見込まれています。このことから、引き続き、駅利用者数の推移に注視いただき、同駅における行き違い施設の新設および利用者数に応じた券売機の設置を要望いたします。（継続）

(2) アプリ・電光掲示板・アナウンス等を活用した乗り換え案内と時計の存置

五日市線は運行本数の減便に伴い、拝島駅における乗り継ぎ時間が長くなっており、利便性向上に向けた課題となっています。乗り継ぎがスムーズに行えるよう、アプリ・電光掲示板・アナウンス等を活用し、立川駅や拝島駅において、分かりやすい乗り換え案内の工夫を要望いたします。

また、アプリ等の利便性向上や操作方法のさらなる周知を要望いたします。

さらに、利用者の利便性を維持するため、ホームに設置されている時計の存置を要望いたします。（新規）

(3) 特色ある電車の運行

五日市線は、ハイカー、サイクリスト、ＢＢＱ客など、秋川流域を訪れる観光客にとって重要な交通機関であることから、ラッピングの活用、サイクルトレインの運行、観光シーズンに合わせた特別列車など、秋川流域の特色を活かした電車を運行していただき観光ＰＲなどにも取り組んでいただくよう、要望いたします。（新規）

4 八高線の改善

瑞穂町では、令和３年３月に策定した第５次長期総合計画の交通施策分野において町外への移動手段として重要であるＪＲ八高線の利便性の向上を促進することとしています。

物流分野においても圏央道と共に軌道輸送機関である八高線の存在は、東京都、埼玉県、神奈川県（首都圏）を結ぶ路線として、益々重要となります。

また、東京都は多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸について、令和６年３月に都市計画決定し、２０３０年代半ばの開業を目指しています。

循環型社会づくりを展開する上で、自動車交通が年々増加する多摩地域にあって、クリーンな鉄道網充実に対する期待は大きくなっています。

上記のことから、更なる八高線の機能強化について次の事項を要望いたします。

(1) ＪＲ車両基地整備計画の着工

車両基地整備について、中央線、青梅線、八高線の活性化には必要であり、早期に凍結解除され具体的計画に着工するようお願いいたします。（継続）

(2) 八高線新駅設置

箱根ヶ崎駅・金子駅間（４．８ｋｍ）、東福生駅・箱根ヶ崎駅間（３．０ｋｍ）に新駅の設置を要望いたします。

東京都が策定した「２０２０年の東京」計画では、圏央道沿線を高度基盤技術集積ゾーンと位置付け企業集積を創出するとしており、青梅インターチェンジに近いＪＲ八高線の箱根ヶ崎駅・金子駅間の新駅については、集積企業に携わる人々の直近駅として重要なものとなります。箱根ヶ崎駅・金子駅間に位置する栗原地区は区画整理事業による市街地開発を準備しており、その進捗に合わせた設置を要望いたします。

また、拝島駅・東福生駅間（２．９ｋｍ）は、沿線には都営住宅、市営住宅などの集合住宅が建設され、また、一般の住宅も密集しており、新駅利用の潜在的需要が見込まれます。複線化に伴う用地買収の際に新駅開設を含めた計画を要望いたします。（継続）

5 三線共通の改善

(1) バリアフリールート of 1 ルート確保および駅施設のユニバーサルデザイン化等について

- ① バリアフリー１ルートの確保（バリアフリー化）
- ② ユニバーサルデザイン化
- ③ 色彩などにかかる周囲の景観配慮

令和元年９月に東京都都市整備局が「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」を取りまとめました。この中で、駅出入口からホームまで段差なく進めるバリアフリールートについて、利用客数にかかわらず、１ルート確保すること、また、優先整備の視点として、駅の構造・鉄道運営上の特徴において、無人駅が明確に示されております。

令和４年３月時点の調査では、都内にあるＪＲ線１４０駅のうち、未整備は１０駅で、そのほとんどが西多摩地域の無人駅です。特に高齢化率の高い西多摩地域において、安全な駅利用に資する観点からも早期に整備されることを要望いたします。

また、公共輸送における最重要事項として、安全安心な輸送力が求められており、駅施設は一層のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化が求められております。

車椅子対応エレベーター、スロープ、点状ブロック、多機能トイレの設置、ホームと電車昇降口床面との水平化等を推進し、交通弱者や高齢者、観光客などにも配慮した、全ての人にやさしい駅としての施設改善を早期に進めるよう

要望いたします。

さらに、駅舎の建て替えや、塗装の塗り替えなどの際には、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮いただくとともに、色彩などについて周囲の景観に配慮をお願いいたします。（継続）

（２）駅員などの配置

利用者の安全確保および利便性の向上のため、現在、無人駅となっている駅について、駅業務簡易委託作業を導入することを要望いたします。特に、児童の通学時間には人員をホームに配置するなどして安全性の向上に努めていただくようお願いいたします。

また、平成３１年４月より八高線箱根ヶ崎駅においては、事務室などの営業時間が短縮され、駅が無人となる時間帯が生じることとなりました。駅が無人となる時間帯が生じることがないように駅員の配置を併せて要望いたします。

（新規）

（３）駅施設および駅周辺の安全安心

① 駅舎・ホームおよび踏切などの安全対策

青梅線、五日市線および八高線は、現在、青梅線立川～拝島間を除き、ホームドアの整備対象から外れていますが、線路上への転落防止策として、電車とホームとの段差解消、ホームの直線化、また、転落者があった場合に備え、列車非常停止警報装置や転落検知マットの設置等の安全策を求めるとともに、早期にホームドア整備に向けた検討を進めるよう、要望いたします。

特に、秋川駅下りホームの点字ブロック上の柱を回避する際、ホーム端ぎりぎりとなり、転落の恐れがあるため、早期の改善をお願いいたします。

また、西多摩地域の駅のほとんどが、ホーム屋根が一部しか設置されていないため、降雨、降雪時には屋根下に人が滞留し、特に危険な状況がありますので、ホーム屋根の設置を推進し、利用者の安全や利便性の向上を図るよう、要望いたします。

さらに、踏切の安全対策も駅利用者や歩行者の安全安心を確保するために非常に重要です。踏切の前後にある歩道が踏切内で無くなる踏切もありますので、歩行者の安全確保に必要となる歩道の設置等を要望いたします。

（新規）

② 安全安心のための設備等の設置

鉄道を安心して利用できる取組として、駅には、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）や防犯カメラ等の設置があります。しかしながら、ＡＥＤに関しては、八王子支社管内の無人駅には設置されていません。ＡＥＤ設置駅で

も事務室に設置されているため、時間無人駅においては、利用できない時間が生じています。鉄道利用者の安全確保のため、全ての駅にAEDを設置していただくとともに、緊急時に迅速に利用できるよう、事務室ではなく、コンコースなどに設置をお願いいたします。

また、無人駅における不審者による声掛け事案が発生していることから、こうした事案の抑止力として、防犯カメラは大きな効力となりますので、看板やポスター等も含め、増設いただくよう要望いたします。（新規）

(4) J R 敷地内の定期的な雑草、ポイ捨てゴミなどの除去および鉄道敷境界の安全対策

J R 敷地内の雑草などが隣接道路や踏切の通行部分までせり出して生い茂り、道幅が狭くなると同時に、視界も悪くなるため、歩行者や車両などの通行の妨げとなる等、危険な状態となっています。特に歩行者などに治安面でも不安を与える状況となっています。そのほか、J R 敷地内の排水路（開渠）にも土砂の堆積などにより、草木が生い茂り、初夏から早秋にかけて苦情も寄せられています。

また、J R 敷地内のポイ捨てゴミについても美観を損ねるとの苦情が寄せられています。

そのため、定期的な点検管理を行い、雑草の除去または雑草抑制シート（一部施工済み）の設置および清掃をお願いいたします。併せて、ゴミについても随時回収し環境整備をお願いいたします。

さらに、安全対策として、踏切内の舗装や侵入防止柵については、定期的な管理をし、安全面での支障となることがないようにお願いします。併せて、民有地内の塀などで軌道敷内への侵入を抑止している箇所については、侵入防止柵の早急な整備をお願いいたします。（新規）

(5) 待合室および駅構内トイレ等の施設整備

鉄道利用者の利便性・快適性向上のため、待合室や風よけのためのパーテーションの整備、駅構内トイレの整備など、待合環境の充実を要望いたします。併せて、ホーム全域を覆う屋根の設置、車両交換施設の整備、混雑が著しい駅における改札口の増設など、駅施設の整備を要望いたします。

また、駅利用者の安全を確保するため、鉄道施設や鉄道施設につながる通路などの維持補修や改善では、J R と自治体間で連携を密にした円滑な協議をされるよう要望いたします。（新規）

(6) 拝島駅における乗り継ぎ利便性の向上

五日市線、八高線の直通運転の取り止めを踏まえ、拝島駅において、高齢者などの青梅特快等への乗り換えが円滑に行えるよう、乗り継ぎ時間の確実な確

保や同一ホームでの乗り継ぎなどを要望いたします。

また、遅延等が発生した場合、拝島駅での乗り継ぎの際に乗客を待つなど、柔軟に対応くださいますよう要望いたします。（新規）

（7）観光客の集客、地域名産品などの販売協力

J R 主催イベントについて、各自治体の公共施設へのポスター掲出や公式キャラクターの出演などにより協力しているところですが、観光客の増加を図るため、例年開催いただいているスタンプラリーのように、西多摩地域において、駅からハイキングなど J R 主催イベントの充実や地域と連携した行事の拡充と継続を要望いたします。

また、駅での自治体などの観光パンフレットの設置・ポスター掲示など自治体主催のイベント周知等、ご協力をお願いいたします。併せて、駅売店や駅構内自動販売機などにおいて、その地域の特色ある品物や自治体の P R 品を販売していただき、地域活性化や P R にご協力をお願いいたします。（新規）

（8）痴漢対策

若年層の性暴力被害の予防、女性に対する暴力をなくす運動などが活発となる中、誰もが安心して鉄道が利用できるよう、日常的に痴漢対策を実施するよう要望いたします。

また、盗撮行為についても警察と協力のうえ犯罪防止対策の更なる強化を図るとともに、盗撮被害への注意ポイントや被害に遭い悩まれている方への警察における相談窓口の周知について、積極的な P R に努めることを要望いたします。（新規）

4 共同事業

(1) 地域包括ケアシステム連携事業

西多摩地域の各市町村が地域包括ケアシステム（医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制）の構築を実現できるよう、共同で医療・介護連携に関する事業を実施した。

ア 医療・介護関係者研修会

- (ア) 開催日 令和7（2025）年9月19日（金）
- (イ) 会場 青梅市役所204～206会議室
- (ウ) 対象 西多摩8市町村医療・介護関係者（多職種）等
- (エ) 講師 響働ICT合同会社 代表 守屋 潔 氏
一般社団法人 西多摩医師会 副会長 進藤 晃 氏
- (オ) テーマ 地域包括ケアシステムにおけるICTネットワークについて
- (カ) 参加者 50名

イ 住民向け講演会

- (ア) 開催日 令和7（2025）年11月30日（日）
- (イ) 会場 福生市民会館小ホール（つつじホール）
- (ウ) 対象 西多摩8市町村地域住民等
- (エ) 講師 NPO法人 こだまの集い 代表理事 室津 瞳 氏
NPO法人 こだまの集い 元・働く介護者 湊 貞行 氏
- (オ) テーマ 仕事や育児と両立できる共倒れしない介護
- (カ) 参加者 65名

ウ 在宅医療・介護ガイドブックの更新

在宅医療・介護ガイドブックについて、記載内容および掲載施設に関する情報を、令和8（2026）年1月1日時点に更新し、ホームページ等の情報更新を行った。

(2) 西多摩地域魅力発信PR事業

ア 西多摩フェア

8市町村の地域資源を生かし、西多摩の魅力を一体的に発信することで地場産品の消費拡大や観光客誘致等を目的とし、西多摩フェアを開催した。

- (ア) 日時 令和7（2025）年9月13日（土）
- (イ) 会場 JR八王子駅
- (ウ) 内容 8市町村の観光PRブースの設置、公式キャラクターグリーティング、オリジナルコットンバッグの作製・配布

イ 東京多摩フェアへの出展

都心部での西多摩地域PRのため、東京多摩観光推進協議会主催のイベン

トにおいて、西多摩観光PRブースを設置し、パンフレットの配布を行った。

(ア) 日 時 令和7(2025)年10月7日(火)～10月11日(土)
(5日間)

(イ) 会 場 JA東京アグリパーク(渋谷区代々木2-10-12)

ウ 立川観光キャラバンへの出展

JRが実施した、西多摩クエストスタンプラリーへの協力の一環として、JR立川駅において、西多摩観光PRブースを設置し、パンフレットの配布や公式キャラクターのグリーティングを行った。

(ア) 日 時 令和7(2025)年10月4日(土)

(イ) 会 場 JR立川駅

エ 西多摩地域ドライブスタンプラリーの実施

8市町村の地域資源を生かし、その魅力を西多摩地域内外に発信することで、西多摩地域の魅力発信を行い、関係人口や交流人口の増加に寄与することを目的に一般社団法人日本自動車連盟(JAF)および帝京大学と連携し、西多摩地域ドライブスタンプラリーを行った。

(ア) 日 時 令和8(2026)年1月9日(金)～3月15日(日)
(66日間)

(イ) スポット 16スポット(各市町村2スポットずつ)

(ウ) 参加者等 1,272名(16スポットクリア…26名)

オ 公式インスタグラムを活用したPR

(ア) 期 間 通年

(イ) 閲覧数 3,019,169件(259投稿)
(令和7(2025)年4月1日～令和8(2026)年
3月31日)

(3) 西多摩地域広域行政圏スポーツ大会

平成3(1991)年度より、西多摩地域住民にスポーツ・レクリエーションを普及し、地域の活性化と住民の交流・親睦を図るとともに、誰もがいつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しめる環境の基盤整備および推進の主体となる人材育成を図ることを目的としてスポーツ大会を実施している。

平成25(2013)年度からは、これまでの競技大会に加えて、ニュースポーツ、パラスポーツの情報発信および体験の場としてのスポーツフェスタを併せて実施している。

ア 競技大会

(ア) 開 催 日 令和7(2025)年11月16日(日)

(イ) 会 場 あきる野市、檜原村を中心とした体育施設

(ウ) 内 容 バレーボール、テニス等 14 種目の競技を実施

(エ) 参加者数 1, 268 名

イ スポーツフェスタ

(ア) 開催日 令和 7 (2025) 年 11 月 15 日 (土)

(イ) 会場 横川観光ファインプラザ (五日市ファインプラザ)

(ウ) 内 容 ボッチャ、モルック、ペタンク等 8 種目の情報発信ならび
に体験の場

(エ) 参加者数 249 名

[西多摩地域広域行政圏スポーツ大会開催要項]

1 総 則

西多摩地域広域行政圏スポーツ大会（以下「大会」という。）を開催するために、この要項を定める。

2 目 的

この大会は、広く西多摩地域住民の間にスポーツ・レクリエーションを普及し、地域の活性化と住民の交流、親睦を図るとともに、誰もがいつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しめる環境の基盤整備及び推進の主体となる人材育成を図ることを目的とする。

3 回 数

この大会は、平成3年度に第1回を開催し、これより起算して回数を順次つける。

4 主 催

この大会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）と西多摩地域スポーツ協会連絡協議会の共催で行い、大会会長は、協議会会長をもってあてる。

5 経 費

この大会の経費は、協議会が負担する。

6 開催の方法

(1) この大会は、毎年度開催する。ただし、大会開催にあたり自然災害等不測の事態が発生した場合は、西多摩地域広域行政圏協議会及び西多摩地域スポーツ協会連絡協議会双方の協議により大会を中止もしくは延期するものとする。

(2) この大会は、次のブロックで順次開催する。なお、前項に規定する大会の中止が決定した場合は、翌年度の開催は輪番に基づいたブロックで開催するものとし、大会の延期が決定した場合は、当該年度の開催ブロックにおいて開催するものとする。

第1ブロック 青梅市、奥多摩町

第2ブロック あきる野市、檜原村

第3ブロック 福生市、日の出町

第4ブロック 羽村市、瑞穂町

(3) この大会の本部は、協議会事務局に置く。

(4) この大会の運営は、西多摩地域の各スポーツ協会並びに協議会を構成する各市町村の担当部署が主管する。

(5) この大会の規模、開催日及び参加人員等の基準は、実施要項で定める。

7 西多摩地域広域行政圏スポーツ大会委員会

- (1) この大会の運営について重要な事項を定めるため、西多摩地域広域行政圏スポーツ大会委員会（以下「大会委員会」という。）を置く。
- (2) 大会委員会は、各スポーツ協会会長、各市町村スポーツ担当課及び協議会事務局職員をもって構成する。
- (3) 大会委員会は、次の事項を決定する。
 - ア 実施要項
 - イ その他重要事項

8 その他

この要項で定めるもののほか、必要事項は別に定める。

① 競技種目別参加チーム数(令和7(2025)年度)

(単位：チーム)

種目		青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	合計
バレーボール		2		1	2	1				6
剣 道		1	1	1	1	1				5
バドミントン		1	1	1	1	1				5
テニス	男子	1	1	1	1	1	1			6
	女子	1	1	1	1	1				5
ゲートボール		2		1	2	1	2		2	10
インディアカ	男子	1		1						2
	女子	2	1	2	2		2			9
卓 球	男子	1	1	1	1	1	1		1	7
	女子	1	1	1	1	1	1		1	7
ソフトテニス	男子	1		1	1	1				4
	女子	1	1	1	1	1	1			6
ファストピッチ ソフトボール	男子	1		1	1		1			4
	女子	1	1		1	1				4
スローピッチ ソフトボール	男子	1		1	1	1			1	5
軟 式 野 球		1	1	1	1	1			1	6
陸 上 競 技 (ロードレース)		1	1	1	1	1				5
グラウンドゴルフ		1	1		1	1	1	1	1	7
サ ッ カ ー		1	1		1				1	4
合 計		22	13	17	21	15	10	1	8	107

参考：令和6（2024）年度 109

② スポーツ大会選手数一覧表(令和7(2025)年度)

(監督・コーチ・マネージャー・スコアラーを含む)

種 目	青梅市			福生市			羽村市			あきる野市			瑞穂町			日の出町			檜原村			奥多摩町			合計
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
1 バレーボール		33	33			0		13	13		24	24		13	13			0						0	83
2 剣道	9	2	11	3	0	3	2	0	2	9	1	10	1	1	2			0						0	28
3 バドミントン	10	10	20	10	9	19	10	10	20	10	10	20	9	6	15			0						0	94
4 テニス	12	12	24	13	11	24	13	12	25	12	12	24	12	12	24	12	0	12						0	133
5 ゲートボール	10	4	14			0	3	2	5	4	8	12	2	3	5	5	8	13				8	2	10	59
6 インディアカ	5	9	14	0	8	8	4	9	13	0	11	11			0	0	11	11						0	57
7 卓球	7	8	15	10	8	18	8	9	17	10	10	20	9	7	16	7	5	12				5	10	15	113
8 ソフトテニス	12	9	21	0	8	8	8	7	15	11	8	19	12	9	21	0	6	6						0	90
9 ファストピッチソフトボール	20	21	41	0	21	21	21	0	21	20	23	43	0	21	21	18	0	18						0	165
10 スローピッチソフトボール	22		22			0	22		22	19		19	21		21			0				20		20	104
11 軟式野球	23		23	25		25	20		20	23		23	25		25			0				25		25	141
12 陸上競技(ロードレース)	13	3	16	6	1	7	15	2	17	5	1	6	6	0	6			0						0	52
13 グラウンドゴルフ	6	4	10	5	5	10			0	8	2	10	7	3	10	7	3	10	8	2	10	7	3	10	70
14 サッカー	20		20	19		19			0	20		20			0			0				20		20	79
合 計	169	115	284	91	71	162	126	64	190	151	110	261	104	75	179	49	33	82	8	2	10	85	15	100	1,268

参考：令和6（2025）年度 1,329

(4) 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業

平成14(2002)年10月より開始した図書館広域利用事業を更に推進するため、図書館広域利用周知用カードケースを作製し、PRを図った。

ア 広域利用周知用カードケース

作製数 1,000個

(広域利用周知用カードケース)



イ 事業実績

(ア) 広域利用登録者累計数(令和7(2025)年度末) 51,934名

(イ) 令和7(2025)年度広域利用登録者数 1,001名

内訳 一般 874名 児童 127名

(ウ) 令和7(2025)年度広域登録利用登録者の利用者数及び貸出数

市町村名 (図書館)	利用者数 (人)	貸出数(冊・件)				
		一般書	児童書	雑誌	視聴覚資料等	合計
青梅市	12,219	19,322	8,101	2,508	7,459	37,390
福生市	14,473	39,364	13,909	2,887	3,341	59,501
羽村市	12,649	24,825	4,389	2,809	2,728	34,751
あきる野市	8,600	34,032	15,179	3,452	1,275	53,938
瑞穂町	5,328	6,868	4,848	1,323	1,617	14,656
日の出町	768	1,383	250	62	0	1,695
檜原村	125	166	25	55	14	260
奥多摩町	396	1,132	375	160	0	1,667
合計	54,558	127,092	47,076	13,256	16,434	203,858

(5) 多摩の子・多摩子ども詩集作成事業

西多摩8市町村公立小学校児童の優れた詩文を収集、編纂し、詩文集を発行および頒布することで児童の知性や情緒、表現力を育み、併せて保護者や地域児童の理解に寄与することを目的に、多摩の子・多摩子ども詩集を作成した。

ア 発行回数 年1回（令和8（2026）年3月発行）

イ 発行数 2,300冊

ウ 配布先

（ア）西多摩8市町村の小学校全学級

（イ）西多摩8市町村教育委員会

（ウ）西多摩8市町村図書館 等

エ 頒布数 1,217冊（保護者購入数）



（6）西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携事業

平成18（2006）年8月1日に締結した西多摩地域広域行政圏消費生活広域連携に関する協定にもとづき、西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携実施要綱を定め、平成18（2006）年10月1日より消費生活相談広域連携事業を実施している。

令和7（2025）年度市町村別消費生活相談件数

（単位：件）

受付市町村 項目	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	総合計
電話相談	40 (34)	2 (2)	11 (6)	5 (3)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	59 (45)
来庁相談	3 (4)	1 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (7)
合計	43 (38)	3 (3)	12 (6)	6 (3)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	65 (52)

注：（）内は前年度

（7）道路橋梁合同模擬点検

道路橋梁の近接目視点検が法制化され、点検や診断等に関する予算、職員の技術力などの自治体共同の課題に対し、技術力向上や費用負担の軽減を目的とし、東京都道路整備保全公社とともに、合同直営模擬点検を開催した。

ア 開催日 令和7（2025）年11月12日（水）

イ 場所 青梅市役所会議室

ウ 講師 国土交通省 関東地方整備局 関東道路メンテナンスセンター
副センター長 齋藤 誠氏

国土交通省 関東地方整備局 関東道路メンテナンスセンター
技術第一課長 津曲 渉氏

国土交通省 関東地方整備局 関東道路メンテナンスセンター
技術第一課保全対策官 佐々木 明彦氏

エ 参加者 多摩10市町村等（西多摩3市町村）職員20名

オ 内容 講習（点検調書の作成および事例相談等）

5 西多摩地域広域行政圏協議会ホームページおよびSNSの管理・運用

(1) ホームページおよびInstagramによる情報発信

平成13（2001）年12月より西多摩地域広域行政圏協議会ホームページ運用開始、令和元（2019）年度より公式Instagramを開設し、西多摩の広域的な連携活動および圏域の観光・地域資源等を圏域内外に紹介している。

(2) 実績

ア ホームページアクセス数

	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
4月	2,091	1,847	4,023	2,354
5月	1,957	1,706	2,958	2,246
6月	2,203	1,809	3,084	2,065
7月	1,852	2,987	3,553	2,484
8月	1,941	2,701	2,704	2,615
9月	1,335	2,051	2,513	2,071
10月	1,122	3,027	2,678	2,220
11月	1,519	2,667	2,568	2,798
12月	1,259	1,745	1,810	1,755
1月	1,881	2,428	2,394	2,666
2月	1,198	2,089	1,913	1,968
3月	1,618	3,902	1,943	2,431
合 計	19,976	28,959	32,141	27,673

イ Instagramフォロワー数

5,368名（令和8（2026）年3月末現在）

（参考：令和7（2025）年3月末 829名）

6 後援名義の使用承認

令和7（2025）年度承認事業

第34回青梅舞台芸術フェスティバル

- (ア) 申請者 青梅舞台芸術フェスティバル実行委員会委員長
- (イ) 主催団体 青梅舞台芸術フェスティバル実行委員会
- (ウ) 実施内容 市民が参加できる舞台鑑賞
 - a 日時 令和7（2025）年5月11日（日）～9月28日（日）
 - b 会場 S&Dたまぐーセンター（青梅市） 他
 - c 内容 ウエスト・マウンテン・ジャンボリー 他
 - d 参加者 約3,234名

7 西多摩地域広域行政圏計画の策定【令和8（2026）年度～令和12（2030）年度】

西多摩地域広域行政圏計画【令和2（2020）年度策定】の計画期間が令和7（2025）年度をもって終了するため、より一層の効果的な連携・協調を進める計画として、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5か年を計画期間とする西多摩地域広域行政圏計画を令和8（2026）年3月に新たに策定した。

新たな計画は、今後、顕在化する様々な課題や、西多摩の将来像の実現に向け、効果的な広域連携の視点を検討した結果、前計画で掲げた4つのテーマ（西多摩地域のブランド育成とプロモーションの推進、西多摩の自然を生かした持続可能な地域づくり、安全・安心・快適な暮らしを支える行政サービスの広域化、明日の西多摩を支えるひと・組織の育成・活用）の必要性和継続の重要性から、4つの連携テーマを継承し、これまでの広域行政圏の取り組みや成果に加え、構成市町村の取り組みや世界共通の目標であるSDGsの視点も踏まえた上で、西多摩地域の様々な課題に対する西多摩地域広域行政圏協議会としての取り組みを定めた。

8 令和7（2025）年度歳入歳出決算

（1）総括表

① 一般会計

（単位：円）

区 分	令和7年度 (2025)	令和6年度 (2024)	備 考
収入済額	4,098,903	3,528,731	
支出済額	3,430,910	3,106,826	
差引残額	667,993	421,905	

差引残額の667,993円は、令和8（2026）年度へ繰り越す。

② 地域包括ケアシステム連携事業特別会計

（単位：円）

区 分	令和7年度 (2025)	令和6年度 (2024)	備 考
収入済額	654,208	636,973	
支出済額	227,745	205,765	
差引残額	426,463	431,208	

差引残額の426,463円は、令和8（2026）年度へ繰り越す。

③ 西多摩地域魅力発信PR事業特別会計

（単位：円）

区 分	令和7年度 (2025)	令和6年度 (2024)	備 考
収入済額	1,021,490	208,390	
支出済額	800,588	146,900	
差引残額	220,902	61,490	

差引残額の220,902円は、令和8（2026）年度へ繰り越す。

④ 西多摩地域広域行政圏スポーツ大会特別会計

（単位：円）

区 分	令和7年度 (2025)	令和6年度 (2024)	備 考
収入済額	8,038,074	8,808,082	
支出済額	7,780,165	7,962,008	
差引残額	257,909	846,074	

差引残額の257,909円は、令和8（2026）年度へ繰り越す。

⑤ 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業特別会計

（単位：円）

区 分	令和7年度 (2025)	令和6年度 (2024)	備 考
収入済額	330,504	331,504	
支出済額	330,000	330,000	
差引残額	504	1,504	

差引残額の504円は、令和8（2026）年度へ繰り越す。

⑥ 多摩の子・多摩子ども詩集作成事業特別会計

（単位：円）

区 分	令和7年度 (2025)	令和6年度 (2024)	備 考
収入済額	723,877	749,081	
支出済額	699,980	676,204	
差引残額	23,897	72,877	

差引残額の23,897円は、令和8（2026）年度へ繰り越す。

(2) 令和7(2025)年度歳入歳出決算事項別明細書

① 一般会計

(歳 入)

(単位：円)

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金および負担金	3,648,000	3,648,000	0			市町村負担額
1 負 担 金	3,648,000	3,648,000	0			青 梅 市 1,018,000
1 負 担 金	3,648,000	3,648,000	0	1 負 担 金	3,648,000	福 生 市 522,000
						羽 村 市 507,000
						あ き る 野 市 678,000
						瑞 穂 町 356,000
						日 の 出 町 249,000
						檜 原 村 150,000
						奥 多 摩 町 168,000
2 繰 越 金	422,000	421,905	△ 95			令和6(2024)年度からの繰越金 421,905
1 繰 越 金	422,000	421,905	△ 95			
1 繰 越 金	422,000	421,905	△ 95	1 前年度繰越金	421,905	
3 諸 収 入	10,000	9,388	△ 612			会計年度任用職員雇用保険料 9,388
1 雑 入	10,000	9,388	△ 612			
1 雑 入	10,000	9,388	△ 612	1 雑 入	9,388	
4 繰 入 金	20,000	19,610	△ 390			西多摩地域入込観光客数調査特別会計からの繰入金
1 繰 入 金	20,000	19,610	△ 390			19,610
1 繰 入 金	20,000	19,610	△ 390	1 前年度繰入金	19,610	
歳 入 合 計	4,100,000	4,098,903	△ 1,097			

(歳 出)

(単位：円)

科 目	予 算 現 額					支出済額	不用額	説 明
	予算額	流用増減額	計	区 分	金 額			
1 会 議 費	554,000	0	554,000			542,500	11,500	1 審議会経費
1 1 会 議 費	554,000	0	554,000			542,500	11,500	委員報酬 542,500
1 1 1 会 議 費	554,000	0	554,000	1 報 酬	554,000	542,500	11,500	
2 事 務 費	2,210,000	0	2,210,000			2,059,858	150,142	1 協議会事務局経費
1 1 事 務 費	2,210,000	0	2,210,000			2,059,858	150,142	会計年度任用職員報酬
1 1 1 事 務 費	2,210,000	0	2,210,000	1 報 酬	1,302,000	1,194,816	107,184	1,194,816
				3 職員手当等	520,000	512,935	7,065	職員手当等
				4 共 済 費	44,000	34,012	9,988	512,935
				8 旅 費	36,000	31,636	4,364	社会保険料等
				9 交 際 費	5,000	0	5,000	34,012
				10 需 用 費	151,000	150,986	14	旅費 31,636
				11 役 務 費	32,000	27,635	4,365	交際費 0
				13 使用料および賃借料	120,000	107,838	12,162	消耗品費 65,296
								印刷費 85,690
								郵送料 27,635
								パソコン賃借料等 107,838
3 活 動 費	12,000	0	12,000			7,050	4,950	1 要望活動経費等
1 1 活 動 費	12,000	0	12,000			7,050	4,950	要望活動に係る駐車料金等
1 1 1 活 動 費	12,000	0	12,000	13 使用料および賃借料	12,000	7,050	4,950	7,050
4 調 査 研 究 費	1,093,000	0	1,093,000			821,502	271,498	1 広域行政圏計画策定
1 1 調 査 研 究 費	1,093,000	0	1,093,000			821,502	271,498	印刷製本費 221,100
1 1 1 調 査 研 究 費	1,093,000	0	1,093,000	10 需 用 費	436,000	221,100	214,900	2 西多摩ネットワーク事業費
				11 役 務 費	17,000	16,302	698	通信運搬費 16,302
				12 委 託 料	640,000	584,100	55,900	ホームページ保守委託料
								584,100
5 予 備 費	231,000	0	231,000			0	231,000	
1 1 予 備 費	231,000	0	231,000			0	231,000	
1 1 1 予 備 費	231,000	0	231,000		231,000	0	231,000	
歳 出 合 計	4,100,000	0	4,100,000			3,430,910	669,090	

歳入歳出差引残額 667,993円 令和8(2026)年度へ繰越

令和8(2026)年7月10日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 大勢待 利 明

② 地域包括ケアシステム連携事業特別会計

(歳 入)

(単位：円)

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金および負担金	223,000	223,000	0			市町村負担額
1 負 担 金	223,000	223,000	0			青 梅 市 43,000
1 地域包括ケアシステム連携事業負担金	223,000	223,000	0	1 負 担 金	223,000	福 生 市 37,000
						羽 村 市 28,000
						あ き る 野 市 49,000
						瑞 穂 町 26,000
						日 の 出 町 17,000
						檜 原 村 11,000
						奥 多 摩 町 12,000
2 繰 越 金	432,000	431,208	△ 792			令和6（2024）年度からの繰越金 431,208
1 繰 越 金	432,000	431,208	△ 792			
1 繰 越 金	432,000	431,208	△ 792	1 前年度繰越金	431,208	
歳 入 合 計	655,000	654,208	△ 792			

(歳 出)

(単位：円)

科 目	予 算 現 額					支出済額	不用額	説 明
	予算額	流用増減額	計	区 分	金 額			
1 事 業 費	387,000	0	387,000			227,745	159,255	講師謝金 74,000
1 地 域 包 括 ケ ア シ ス テ 連 携 事 業 費	387,000	0	387,000			227,745	159,255	消耗品等 42,585
								印刷費 83,160
								郵送料 15,000
								会場使用料等 13,000
1 地 域 包 括 ケ ア シ ス テ 連 携 事 業 費	387,000	0	387,000	7 報 償 費	210,000	74,000	136,000	
				10 需 用 費	126,000	125,745	255	
				11 役 務 費	15,000	15,000	0	
				13 使用料および賃借料	36,000	13,000	23,000	
2 予 備 費	268,000	0	268,000			0	268,000	
1 予 備 費	268,000	0	268,000			0	268,000	
1 予 備 費	268,000	0	268,000		268,000	0	268,000	
歳 出 合 計	655,000	0	655,000			227,745	427,255	

歳入歳出差引残額 426,463円 令和8（2026）年度へ繰越

令和8（2026）年7月10日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 大勢待 利 明

③ 西多摩地域魅力発信PR事業特別会計

(歳 入)

(単位：円)

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金および負担金	960,000	960,000	0			市町村負担額
1 負 担 金	960,000	960,000	0			青 梅 市 268,000
1 西多摩地域魅力発信PR事業負担金	960,000	960,000	0	1 負 担 金	960,000	福 生 市 138,000
						羽 村 市 133,000
						あきる野市 178,000
						瑞 穂 町 94,000
						日 の 出 町 66,000
						檜 原 村 39,000
						奥 多 摩 町 44,000
2 繰 越 金	62,000	61,490	△ 510			令和6（2024）年度からの繰越金 61,490
1 繰 越 金	62,000	61,490	△ 510			
1 繰 越 金	62,000	61,490	△ 510	1 前年度繰越金	61,490	
歳 入 合 計	1,022,000	1,021,490	△ 510			

(歳 出)

(単位：円)

科 目	予 算 現 額					支出済額	不用額	説 明
	予算額	流用増減額	計	区 分	金 額			
1 事 業 費	969,000	0	969,000			800,588	168,412	西多摩地域魅力発信PR事業にかかる出展経費
1 西多摩地域魅力発信PR事業費	969,000	0	969,000			800,588	168,412	消耗品等 9,968
								印刷費 0
1 西多摩地域魅力発信PR事業費	969,000	0	969,000	10 需 用 費	10,000	9,968	32	郵送料 24,000
				11 役 務 費	24,000	24,000	0	コットンバッグ作製業務委託料
				12 委 託 料	745,000	743,600	1,400	279,400
				13 使用料および賃借料	190,000	23,020	166,980	西多摩地域ドライブスタンプラリー委託料
								464,200
								レンタル什器代等
								23,020
2 予 備 費	53,000	0	53,000			0	53,000	
1 予 備 費	53,000	0	53,000			0	53,000	
1 予 備 費	53,000	0	53,000		53,000	0	53,000	
歳 出 合 計	1,022,000	0	1,022,000			800,588	221,412	

歳入歳出差引残額 220,902円 令和8（2026）年度へ繰越

令和8（2026）年7月10日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 大勢待 利 明

④ 西多摩地域広域行政圏スポーツ大会特別会計

(歳 入)

(単位：円)

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金および負担金	7,192,000	7,192,000	0			市町村負担額
1 負 担 金	7,192,000	7,192,000	0			青 梅 市 2,009,000
1 西多摩地域広域行政圏スポーツ大会負担金	7,192,000	7,192,000	0	1 負 担 金	7,192,000	福 生 市 1,030,000
						羽 村 市 999,000
						あきる野市 1,337,000
						瑞 穂 町 701,000
						日 の 出 町 489,000
						檜 原 村 296,000
						奥 多 摩 町 331,000
2 繰 越 金	847,000	846,074	△ 926			令和6（2024）年度からの繰越金 846,074
1 繰 越 金	847,000	846,074	△ 926			
1 繰 越 金	847,000	846,074	△ 926	1 前年度繰越金	846,074	
歳 入 合 計	8,039,000	8,038,074	△ 926			

(歳 出)

(単位：円)

科 目	予 算 現 額					支出済額	不用額	説 明
	予算額	流用増減額	計	区 分	金 額			
1 事 業 費	8,000,000	0	8,000,000			7,780,165	219,835	第34回西多摩地域広域行政圏スポーツ大会開催委託料 7,780,165
1 西多摩地域広域行政圏スポーツ大会開催事業費	8,000,000	0	8,000,000			7,780,165	219,835	
1 西多摩地域広域行政圏スポーツ大会開催事業費	8,000,000	0	8,000,000	12 委 託 料	8,000,000	7,780,165	219,835	
2 予 備 費	39,000	0	39,000			0	39,000	
1 予 備 費	39,000	0	39,000			0	39,000	
1 予 備 費	39,000	0	39,000		39,000	0	39,000	
歳 出 合 計	8,039,000	0	8,039,000			7,780,165	258,835	

歳入歳出差引残額 257,909円 令和8（2026）年度へ繰越

令和8（2026）年7月10日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 大勢待 利 明

⑤ 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業特別会計

(歳 入)

(単位：円)

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金および金	329,000	329,000	0			市町村負担額
1 負担金	329,000	329,000	0			青 梅 市 92,000
1 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業負担金	329,000	329,000	0	1 負担金	329,000	福 生 市 47,000
						羽 村 市 46,000
						あきる野市 61,000
						瑞 穂 町 32,000
						日 の 出 町 22,000
						檜 原 村 14,000
						奥 多 摩 町 15,000
2 繰越金	2,000	1,504	△ 496			令和6（2024）年度からの繰越金 1,504
1 繰越金	2,000	1,504	△ 496			
1 繰越金	2,000	1,504	△ 496	1 前年度繰越金	1,504	
歳入合計	331,000	330,504	△ 496			

(歳 出)

(単位：円)

科 目	予 算 現 額					支出済額	不用額	説 明
	予算額	流用増減額	計	区 分	金 額			
1 事業費	330,000	0	330,000			330,000	0	市町村立図書館広域利用周知用カードケース作製費
1 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業費	330,000	0	330,000			330,000	0	330,000
1 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業費	330,000	0	330,000	12 委託料	330,000	330,000	0	
2 予備費	1,000	0	1,000			0	1,000	
1 予備費	1,000	0	1,000			0	1,000	
1 予備費	1,000	0	1,000		1,000	0	1,000	
歳出合計	331,000	0	331,000			330,000	1,000	

歳入歳出差引残額 504円 令和8（2026）年度へ繰越

令和8（2026）年7月10日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 大勢待 利 明

⑥ 多摩の子・多摩子ども詩集作成事業特別会計

(歳 入)

(単位：円)

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金および負担金	651,000	651,000	0			市町村負担額
1 負 担 金	651,000	651,000	0			青 梅 市 182,000
1 多摩の子・多摩子ども詩集作成事業負担金	651,000	651,000	0	1 負 担 金	651,000	福 生 市 93,000
						羽 村 市 90,000
						あきる野市 121,000
						瑞 穂 町 64,000
						日 の 出 町 44,000
						檜 原 村 27,000
						奥 多 摩 町 30,000
2 繰 越 金	73,000	72,877	△ 123			令和6（2024）年度からの繰越金 72,877
1 繰 越 金	73,000	72,877	△ 123			
1 繰 越 金	73,000	72,877	△ 123	1 前年度繰越金	72,877	
歳 入 合 計	724,000	723,877	△ 123			

(歳 出)

(単位：円)

科 目	予 算 現 額					支出済額	不用額	説 明
	予算額	流用増減額	計	区 分	金 額			
1 事 業 費	700,000	0	700,000			699,980	20	広域行政圏多摩の子・多摩子ども詩集作成委託料 699,980
1 多摩の子・多摩子ども詩集作成事業費	700,000	0	700,000			699,980	20	
1 多摩の子・多摩子ども詩集作成事業費	700,000	0	700,000	12 委 託 料	700,000	699,980	20	
2 予 備 費	24,000	0	24,000			0	24,000	
1 予 備 費	24,000	0	24,000			0	24,000	
1 予 備 費	24,000	0	24,000		24,000	0	24,000	
歳 出 合 計	724,000	0	724,000			699,980	24,020	

歳入歳出差引残額 23,897円 令和8（2026）年度へ繰越

令和8（2026）年7月10日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 大勢待 利 明

9 実施計画事業に対する財源確保状況

東京都市町村総合交付金(圏域分)充当事業

(単位：千円)

区分	広域行政圏計画 推進事業	広域行政圏計画 策定事業	地域包括ケアシステム 連携事業	西多摩地域魅力 発信PR事業	西多摩地域広域 行政圏スポーツ大会	西多摩地域広域行 政圏内市町村立図 書館広域利用事業	多摩の子・多摩子ど も読書作成事業	合 計	交付金額
負担金	600	221	45	800	7,192	330	651	9,839	7,780
青 梅 市	167	62	13	223	2,006	92	182	2,745	2,173
福 生 市	86	32	7	114	1,030	47	93	1,409	1,115
羽 村 市	83	31	6	111	1,000	46	90	1,367	1,082
あきる野市	111	41	8	149	1,337	61	121	1,828	1,446
瑞 穂 町	59	21	4	78	703	32	64	961	760
日 の 出 町	41	15	3	55	491	23	44	672	529
檜 原 村	25	9	2	33	295	14	27	405	318
奥 多 摩 町	28	10	2	37	330	15	30	452	357

※ 交付金額は調整される場合があり、実際の各市町村への交付金額と異なる場合がある。

付 属 資 料

○ 西多摩地域広域行政圏協議会規約

第1章 総則

(目 的)

第1条 この協議会は、西多摩地域の一体的整備と住民の福祉増進を図るため、広域行政圏計画の策定及び広域行政圏に関する必要な事務の連絡調整を行うことを目的とする。

(名 称)

第2条 この協議会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）という。

(協議会を設ける市町村)

第3条 協議会は、次に掲げる市町村（以下「関係市町村」という。）が、これを設ける。

- 1 青梅市
- 2 福生市
- 3 羽村市
- 4 あきる野市
- 5 瑞穂町
- 6 日の出町
- 7 檜原村
- 8 奥多摩町

(担当事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- 1 広域行政圏計画の策定に関すること。
- 2 広域行政圏計画の実施の連絡調整に関すること。
- 3 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項に関すること。

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、会長の属する市町村の事務所内に置く。

第2章 組織

(組 織)

第6条 協議会は、会長及び委員7人をもって組織する。

- 2 会長は、関係市町村長が協議して定めた市町村長をもって、これに充てる。
- 3 委員は、会長を除く関係市町村長をもって、これに充てる。
- 4 会長の任期は、2年とする。
- 5 会長及び委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第7条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(事務局及び職員)

第8条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及びその他の職員（以下「職員」という。）を置く。

- 3 職員は、関係市町村長の協議により、当該市町村の職員のうちから会長が選任する。
- 4 職員は、会長の命を受け協議会の事務を処理する。

第3章 会 議

(会 議)

第9条 協議会の会議は、協議会の事務に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第10条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、委員の半数以上の者から会議の招集の請求があるときはこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付すべき事件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(幹事会等)

第12条 第4条に掲げる事務のうち、基本的事項以外の事項で、協議会の会議で定めるものを処理するため、協議会に幹事会等を置くことができる。

- 2 幹事会等の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会の会議に諮って会長が別に定める。

(審議会)

第13条 協議会は、協議会の諮問に応じ重要な事項について調査審議する審議会を置くことができる。

- 2 審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会の会議に諮って会長が別に定める。

第4章 財 務

(経費の支弁の方法)

第14条 協議会の事務に要する費用は、関係市町村が負担する。

- 2 前項の規定により関係市町村が負担すべき額は、協議会の会議において定める。
- 3 関係市町村は、前項の規定による負担金を協議会に納付しなければならない。

(歳入歳出予算)

第15条 協議会の予算は、前条第3項の規定により納付される負担金及び補助金、繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

- 2 会長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。
- 3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。
- 4 会長は、第2項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係市町村長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第16条 会長は、協議会に係る既定予算に追加または変更を加える必要があると認めるときは、補正予算を調製し、協議会の会議に諮らなければならない。

- 2 前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第4項の規定を準用する。

(出納および現金の保管)

第17条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(出納員)

第18条 会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(決算等)

第19条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に決算を調製し、会長が協議会の会議に諮って指名する委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

- 2 前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、会長は、当該決算の写しを速やかに関係市町村長に送付しなければならない。

(その他の財務に関する事項)

第20条 この規約に特別の定めがあるもののほか協議会の財務に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める普通地方公共団体の財務に関する手続きの例による。

第5章 補 則

(事務処理の状況報告等)

第21条 協議会は、少なくとも1回以上、協議会の事務の処理状況を記載した書類を関係市町村長に提出するものとする。

(費用弁償等)

第22条 会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

- 2 前項の費用弁償等の額および支給方法は、規程で定める。

(協議会解散の場合の措置)

第23条 協議会が解散した場合においては、関係市町村が協議によりその事務を承継する。この場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(協議会の規程)

第24条 協議会は、この規約に定めるものを除くほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、昭和58年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第15条第2項中「年度開始前に」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

附 則

この規約は、平成 3 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会規程

(目 的)

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）規約第24条の規定に基づき、協議会に副市町村長会を置くことに関し必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 この副市町村長会は、西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会（以下「副市町村長会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 副市町村長会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の会議に付議すべき重要な事項の協議
- (2) 協議会の目的達成のための調査、研究
- (3) その他副市町村長会が必要と認めた事項

(組 織)

第4条 副市町村長会は、関係市町村の副市町村長をもって組織する。

- 2 会長は、関係市町村の副市町村長が協議して定めた副市町村長をもって、これに充てる。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副市町村長が会長の職務を代理する。

(事務局及び職員)

第5条 副市町村長会に事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、協議会の職員が兼務する。
- 3 職員は、副市町村長会会長の命を受け副市町村長会の事務を処理する。

(会 議)

第6条 副市町村長会は、副市町村長会会長が招集する。

- 2 副市町村長会の議長は、副市町村長会会長がこれにあたる。
- 3 副市町村長は、やむを得ない事情により副市町村長会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 4 副市町村長会は、半数以上の副市町村長が出席しなければ開くことができない。この場合において、前項の代理出席者は副市町村長とみなす。

附 則

この規程は、昭和58年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

○西多摩地域広域行政圏協議会教育長会規程

（目的）

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）規約第24条の規定に基づき、協議会に教育長会を置くことに必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 この教育長会は、西多摩地域広域行政圏協議会教育長会（以下「教育長会」という。）という。

（所掌事務）

第3条 教育長会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の会議に付議すべき行政圏計画に定める教育に関する事項の協議
- (2) 協議会の目的達成のための教育に関する調査、研究
- (3) 協議会会長が必要と認めた教育に関する事項
- (4) その他教育長会が必要と認めた事項

（組織）

第4条 教育長会は、関係市町村の教育長をもって組織する。

2 会長は、関係市町村の教育長が協議して定めた教育長をもって、これに充てる。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した教育長が会長の職務を代理する。

（事務局及び職員）

第5条 教育長会に事務局を置く。

2 事務局の職員は、協議会の職員が兼務する。

3 職員は、教育長会会長の命を受け教育長会の事務を処理する。

（会議）

第6条 教育長会は、教育長会会長が招集する。

2 教育長会の議長は、教育長会会長がこれにあたる。

3 教育長は、やむを得ない事情により教育長会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

4 教育長会は、半数以上の教育長が出席しなければ開くことができない。この場合において、前項の代理出席者は教育長とみなす。

附則

この規程は、令和元年9月19日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会審議会規程

(目 的)

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会規約第13条第2項の規定に基づき、審議会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 この審議会は、西多摩地域広域行政圏協議会審議会（以下「審議会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 審議会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）会長の諮問に応じ、または協議会会長が必要と認めた事項について調査審議する。

(組 織)

第4条 審議会は、委員24人以内で組織する。

(委 員)

第5条 審議会委員は、協議会の関係市町村の議会議員のうちから協議会会長が委嘱する。

(任 期)

第6条 審議会委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第7条 審議会に会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第8条 会議は、全体会議および代表者会議とする。

2 全体会議および代表者会議は、協議会会長が、必要に応じて招集し、審議会会長がその議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(報 酬)

第9条 委員の報酬および費用弁償の支給については、別に規程で定める。

(経費の支弁)

第10条 審議会の事務の管理および執行に要する費用は協議会が負担する。

(庶 務)

第11条 審議会の庶務は、協議会の事務局がこれを行う。

(雑 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、協議会会長が定める。

附 則

この規程は、昭和58年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年10月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成 6 年 8 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

(令和 3 年 7 月 3 0 日に決定した会議の運営に関する合意事項)

- 1 会議は、原則として年 2 回定例的に開催し、全体会議を開催する。
- 2 代表者会議の委員は、構成市町村議会議長とする。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会幹事会規程

(目 的)

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会規約第12条第2項の規定に基づき、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 この幹事会は、西多摩地域広域行政圏協議会幹事会（以下「幹事会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）の会議に付議すべき事項の協議

(2) 協議会の目的達成のための調査、研究

(組 織)

第4条 幹事会は、事務局長、事務局次長及び幹事をもって組織する。

2 関係市町村長は、幹事を選任した場合は、速やかに協議会会長に報告しなければならない。

(幹 事)

第5条 幹事は、関係市町村長が選任した職員を充てる。

(会 議)

第6条 幹事会は、協議会会長が招集する。

2 幹事会の議長は、事務局長がこれにあたる。

3 幹事は、やむを得ない事情により幹事会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

4 幹事会は、半数以上の幹事が出席しなければ開くことができない。この場合において、前項の代理出席者は幹事とみなす。

附 則

この規程は、昭和58年7月15日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程

（目 的）

第1条 この部会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）の関係市町村が西多摩地域広域行政圏計画に定める施策の執行等について必要な事項の検討、調整を行うことを目的とする。

（名 称）

第2条 この部会は、西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会（以下「部会」という。）という。

（部会の種類）

第3条 協議会は、つぎに掲げる部会を設ける。

（1）開発部会

主に市街地の整備、交通・通信基盤の整備に関わる検討・調整を行う。

（2）生活部会

主に医療・健康管理の体制強化、社会福祉の充実に関わる検討・調整を行う。

（3）産業部会

主に商工業の振興、観光の振興、農林業の振興、森林の保全・育成に関わる検討・調整を行う。

（4）教育文化部会

主に教育・文化の振興、スポーツ・レクリエーションの振興、国際化の推進、地域コミュニティの振興に関わる検討・調整を行う。

（5）環境部会

主に生活基盤施設の整備、防災・防犯体制の強化、横田基地の騒音対策等の充実、水環境の保全、環境保全を支える仕組みづくりに関わる検討・調整を行う。

（委員の選任）

第4条 部会は、関係市町村の部・課長をもって組織する。

2 関係市町村長は、各部会ごとに1人以上の部長・課長（部長職をおいていない町村については課長）を委員として選任しなければならない。

3 関係市町村長は、委員を選任したときは、速やかに協議会会長に報告しなければならない。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

（部会の組織）

第6条 部会に部会長および副会長をおく。

2 部会長および副部会長は、委員の互選により協議会会長が任命する。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会の会議）

第7条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 委員は、やむを得ない事情により部会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(部会の活動)

第8条 部会は、年度開始前に協議会会長に年間事業計画を提出しなければならない。

2 部会は、年度終了の後、その他協議会、副市町村長会が必要と認めるときは、協議会会長に事業報告をしなければならない。

3 協議会、副市町村長会が必要と認めるときは、各部会の部会長は協議会および副市町村長会に出席しなければならない。

(分科会)

第9条 部会に分科会をおくことができる。

2 分科会の設置、構成および運営については、部会が定める。

附 則

この規程は、平成4年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会「開発部会」設置要領

1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、開発部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

- （１）西多摩地域広域行政圏計画に定める市街地の整備、交通・通信基盤の整備に関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- （２）広域的事業の推進に関すること。

3 部会および分科会

（１）委員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

（２）部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（３）分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

4 会 議

- （１）部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- （２）分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成５年７月１３日から施行する。

附 則

この要領は、平成１７年２月１０日から施行する。

附 則

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会「生活部会」設置要領

1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、生活部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

- （１）西多摩地域広域行政圏計画に定める医療・健康管理の体制強化、社会福祉の充実に
関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- （２）広域的事業の推進に関すること。

3 部会および分科会

（１）委 員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

（２）部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（３）分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

4 会 議

- （１）部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- （２）分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成6年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会「産業部会」設置要領

1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、産業部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は、次の事項を所掌する。

- （１）西多摩地域広域行政圏計画に定める商工業の振興、観光の振興、農林業の振興、森林の保全・育成に関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- （２）広域的事業の推進に関すること。

3 部会および分科会

（１）委 員

部会の委員は関係課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

（２）部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（３）分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

4 会 議

- （１）部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- （２）分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会及び協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成６年２月４日から施行する。

附 則

この要領は、平成１７年２月１０日から施行する。

附 則

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会「教育文化部会」設置要領

1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、教育文化部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

- （１）西多摩地域広域行政圏計画に定める教育・文化の振興、スポーツ・レクリエーションの振興、国際化の推進、地域コミュニティの振興に関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- （２）広域的事業の推進に関すること。

3 部会および分科会

（１）委 員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

（２）部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（３）分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

4 会 議

- （１）部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- （２）分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成４年５月２０日から施行する。

附 則

この要領は、平成１７年２月１０日から施行する。

附 則

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会「環境部会」設置要領

1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、環境部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

- （１）西多摩地域広域行政圏計画に定める生活基盤施設の整備、防災・防犯体制の強化、横田基地の騒音対策等の充実、水環境の保全、環境保全を支える仕組みづくりに関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- （２）広域的事業の推進に関すること。

3 部会および分科会

（１）委 員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

（２）部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（３）分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

4 会 議

- （１）部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- （２）分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成１７年２月１０日から施行する。

附 則

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会後援名義使用承認取扱規程

（目 的）

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）が圏域における各種事業を後援する基準等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（承認の基準）

第2条 協議会の後援名義の使用承認は、次の各号に掲げるいずれかの団体が実施する事業とする。

- (1) 国、地方公共団体もしくはこれに準ずる団体
- (2) 福祉関係団体もしくは公益法人その他これらに類する団体
- (3) 社会教育関係団体
- (4) その他協議会会長（以下「会長」という。）が特に認める団体

2 協議会の後援名義の使用承認は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 事業内容が圏域住民の福祉、教育、芸術、文化等の向上に寄与するもので、かつ、公益性があるものであること。ただし、営利活動、政治活動または宗教活動と認められるものを除く。
- (2) 協議会を構成する市町村の行政運営に関する一般方針に反しないものであること。
- (3) 事業対象が圏域住民または相当な範囲のものを対象とするものであること。
- (4) 主催者の存在が明確で、事業遂行能力が十分あると判断されるものであること。
- (5) 入場料その他これに類するものを徴しないこと。ただし、やむを得ず入場料その他これに類するものを徴収する場合は、当該事業の運営にかかる必要最小限の経費で、かつ、適正な範囲の額とする。
- (6) 開催場所の公衆衛生、災害防止等に関する十分な配慮が講じられ、公序良俗に反しないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める要件を満たすこと。

（申請の手続）

第3条 事業を行う団体が当該事業の後援を受けようとするときは、あらかじめ後援名義使用申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、事業開始の1か月前までに、会長に提出しなければならない。ただし、様式第1号によらない申請の場合は、当該様式に準じた申請書によるものとする。

（承認の条件）

第4条 会長は、前条の申請にもとづき、後援名義使用を承認したときは、次の各号に掲げる条件を付して、後援名義使用承認書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

- (1) 後援名義使用承認期間は、承認した日から当該事業終了の日までとし、長期にわたるものは2か月を限度とする。ただし、事業の性質上やむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) 後援名義使用は、申請された事業についてのみ使用承認する。
- (3) 公告、パンフレットその他印刷物を作成する場合は、事前に原稿等を提出すること。
- (4) 事業の実施に関し発生した事故について、協議会は一切の責任を負わない。

(承認の取消し)

第5条 承認団体が、次の各号のいずれかに該当したときは、承認を取り消し、後援名義使用取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請により事業の後援の承認を受けたとき。
- (2) 後援名義使用の承認を辞退したとき。
- (3) この規程に違反したとき。
- (4) 名義を他人に譲渡または転貸したとき。
- (5) 承認事項に変更が生じたとき。

(実績報告)

第6条 承認団体は、当該事業を終了したときは、速やかに後援事業実績報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、平成15年7月16日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用に関する基本合意書

西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下「関係市町村」という。）は、協議会の目的に沿った広域的な見地に立って、関係市町村住民の交流と生涯学習の場を拡充し、文化及び教養の向上に寄与するとともに、市町村立図書館の相互協力を促進し、図書館奉仕の発展を図るため、市町村立図書館を広域に利用できることとし、基本合意書を締結する。

実施時期、実施方法等詳細については、基本合意書に基づき、協議会を構成する関係市町村の教育委員会で協定を締結することとする。

この基本合意締結の証として正本８通を作成し、関係市町村がそれぞれ各１通を保有する。

平成１４年４月１日

○ 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用に関する協定

西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下「関係市町村」という。）の教育委員会は、協議会の目的に沿った広域的な見地に立って、関係市町村住民の交流と生涯学習の場を拡充し、文化及び教養の向上に寄与するとともに、市町村立図書館の相互協力を促進し、図書館奉仕の発展を図るため、市町村立図書館を広域に利用できることとし、別紙要綱を定め協定する。

この協定締結の証として正本８通を作成し、関係市町村教育委員会がそれぞれ各１通を保有する。

平成１４年８月１日

○ 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用に関する協定に基づき、西多摩地域広域行政圏協議会を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下「関係市町村」という。）の住民の交流と生涯学習の場を拡充し、文化及び教養の向上に寄与するとともに、関係市町村区域内にあるすべての市町村立図書館（以下「図書館」という。）の相互協力を促進し、図書館奉仕の発展を図ることを目的とする。

（広域利用の実施）

第2条 前条の目的を達成するため、図書館において、当該住民と同様の利用を関係市町村の住民に広域的に実施（以下「広域利用」という。）する。

（図書館の範囲）

第3条 広域利用を実施する図書館は、関係市町村の図書館とする。

（利用者の範囲）

第4条 広域利用の利用者の範囲は、関係市町村に居住する者とする。

（条例・規則等の遵守）

第5条 この要綱に基づき、関係市町村の住民が自己の居住している市町村以外の図書館を利用するときは、当該図書館の属する市町村の条例・規則等の定めに従わなければならない。

（資料の返却）

第6条 図書館から資料を借り受けた者は、当該図書館にその資料を返却しなければならない。

（個人情報の保護）

第7条 利用者の個人情報の取扱いについては、利用した図書館の属する関係市町村の個人情報保護条例によるものとする。

（連絡会議）

第8条 この事業の円滑な運営を図るために、必要に応じ西多摩図書館担当者連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2 連絡会議の運営に必要な事項は、関係市町村の図書館長が協議して別に定める。

（要綱の改廃）

第9条 この要綱を改正し、又は廃止しようとするときは、関係市町村の教育委員会が協議し決定するものとする。

（細目）

第10条 この要綱に定めるもののほか、広域利用の実施に必要な細目は、関係市町村の図書館長が協議し定める。

附則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用実施細目

第1 趣旨

この細目は、西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用実施要綱第10条の規程に基づき、広域行政圏内の図書館が関係市町村の住民に対し均一的なサービスを行うため、広域利用の実施に必要な事項を定めるものとする。

第2 登録方法

利用者の登録については、関係市町村に居住する者であることを確認する。この場合において、確認は当該市町村の各図書館で行っている方法によるものとする。

第3 貸出資料の範囲

貸出資料の範囲は、制限しないものとする。ただし、事業の実施に当たっては資料の貸出利用状況等を勘案し、各図書館の貸出方法によるものとする。

第4 リクエスト・サービス

資料のリクエストは、受け付ける。ただし、リクエスト処理については、当該市町村の図書館の選書、リクエスト運営基準等により判断する。

なお、当該市町村の図書館における未所蔵の資料にかかるリクエストについては、当該市町村に居住もしくは在勤、在学する利用者のみ受け付けるものとする。

第5 督促業務

延滞資料の督促は、貸出した図書館が行う。ただし、当該延滞資料が長期間にわたり返却されない場合又は利用者の転居等特別な事情が生じた場合には、当該利用者の居住する市町村の図書館は、督促業務が円滑に行われるよう積極的に協力する。なお、当該利用者のプライバシーについて充分配慮するものとする。

第6 利用統計等

広域利用によるサービスの向上発展を期するため、関係市町村の図書館は、利用統計、利用方法等の情報交換を行う。

附則

この細目は、平成14年10月1日から施行する。

附則

この細目は、令和3年1月4日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携に関する協定

西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下「関係市町村」という。）は、協議会の目的に沿った広域的な見地に立って、関係市町村住民の消費生活の安定と向上を図るため、関係市町村住民の消費生活相談について、相互に連携協力して対応することとし、別紙要綱を定め協定する。

この協定締結の証として正本８通を作成し、関係市町村はそれぞれ各１通を保有する。

平成１８年８月１日

○ 西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西多摩地域広域行政圏消費生活広域連携に関する協定に基づき、西多摩地域広域行政圏協議会を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町(以下「関係市町村」という。)が消費生活相談業務の相互の連携協力に関する事項を定め、関係業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(広域連携事務)

第2条 前条の目的を達成するため関係市町村は、次の事務を行うものとする。

- 一 消費生活相談窓口を設置している関係市町村は、関係市町村住民の消費生活相談に応じるものとする。
- 二 前号の消費生活相談の内容は、消費者と事業者との間に生じた苦情の処理に係わる斡旋を除く助言・情報提供とする。

(関係市町村の取り組み)

第3条 関係市町村は、第1条の目的を達成するため次の取り組みに努めることとする。

- 一 消費生活相談に係る体制を整備すること。
- 二 消費者被害の未然防止のため、消費生活に係る教育・広報の機会・手段を充実すること。
- 三 消費者被害の未然防止のため、関係市町村は庁内関連組織が連携する体制を確立すること。

(連絡会議)

第4条 この事業の円滑な運営を図るため、西多摩地域広域行政圏消費生活相談連絡会議を設置するものとする。

2 連絡会議の運営に必要な事項は、関係市町村の消費生活相談担当課長が協議して別に定める。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、消費生活相談の実施に係る必要な事項は、西多摩地域広域行政圏消費生活相談連絡会議が定める。

(要綱の改廃)

第6条 この要綱を改正し、又は廃止しようとするときは、協議会において協議し決定するものとする。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会委員名簿（令和8（2026）年3月31日現在）

会 長	青 梅 市 長	大勢待 利 明	
委 員	奥 多 摩 町 長	師 岡 伸 公	（会長職務代理）
//	福 生 市 長	加 藤 育 男	（監事）
//	羽 村 市 長	橋 本 弘 山	
//	あ き る 野 市 長	中 嶋 博 幸	
//	瑞 穂 町 長	山 崎 栄	
//	日 の 出 町 長	東 亨	
//	檜 原 村 長	吉 本 昂 二	

○ 西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会委員名簿（令和8（2026）年3月31日現在）

会 長	青 梅 市 副 市 長	小 山 高 義	
委 員	檜 原 村 副 村 長	小 林 泰 夫	（会長職務代理）
//	福 生 市 副 市 長	福 島 秀 男	
//	羽 村 市 副 市 長	小 林 宏 子	
//	あ き る 野 市 副 市 長	吉 野 敏 郎	
//	瑞 穂 町 副 町 長	小 作 正 人	
//	日 の 出 町 副 町 長	橋 本 昌	
//	奥 多 摩 町 副 町 長	井 上 永 一	

○ 西多摩地域広域行政圏協議会教育長会委員名簿（令和8（2026）年3月31日現在）

会 長	青 梅 市 教 育 長	橋 本 雅 幸	
委 員	羽 村 市 教 育 長	儘 田 文 雄	（会長職務代理）
//	福 生 市 教 育 長	石 田 周	
//	あ き る 野 市 教 育 長	丹 治 充	
//	瑞 穂 町 教 育 長	大 井 克 己	
//	日 の 出 町 教 育 長	平 崎 一 美	
//	檜 原 村 教 育 長	久保嶋 光 浩	
//	奥 多 摩 町 教 育 長	野 崎 喜久美	

○ 西多摩地域広域行政圏協議会審議会委員名簿（令和8（2026）年3月31日現在）

会 長	青 梅 市 議 会 議 員	山 崎 勝
副 会 長	瑞 穂 町 議 会 議 員	小 川 龍 美
委 員	青 梅 市 議 会 議 員	鴨 居 たかやす
//	//	野 島 資 雄
//	福 生 市 議 会 議 員	佐 藤 弘 治
//	//	三 原 智 子
//	//	小 林 貢
//	羽 村 市 議 会 議 員	富 永 訓 正
//	//	鈴 木 拓 也
//	//	石 居 尚 郎
//	あ き る 野 市 議 会 議 員	白 井 建
//	//	窪 島 成 一
//	//	ひはら 省 吾
//	瑞 穂 町 議 会 議 員	下 澤 章 夫
//	//	香 取 幸 子
//	日 の 出 町 議 会 議 員	濱 中 映 慈
//	//	嘉 倉 治
//	//	木住野 智 行
//	檜 原 村 議 会 議 員	野 村 雅 巳
//	//	田 中 惣 一
//	//	中 村 賢 次
//	奥 多 摩 町 議 会 議 員	澤 本 幹 男
//	//	宮 野 亨
//	//	榎 戸 雄 一

令和 7（2025）年度 事業報告書

西多摩地域広域行政圏協議会

〒198-8701

青梅市東青梅 1 丁目 1 1 番地の 1

青梅市役所企画部内

TEL 0428-22-1111(代表)

URL <https://www.nishitama-kouiki.jp/>

E-mail div0199@city.ome.lg.jp

令和7(2025)年度 事業報告書

西多摩地域広域行政圏議会